

泉区連合自治会町内会長会 5月定例会

開催日時 令和6年5月17日(金)
15:00～

1 市連会5月定例会報告事項

- (1) 「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (2) エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (3) よこはま防災 e-パークのリニューアルについて
【消防局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (4) 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(1)で説明〕
- (5) 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
(よこはまポジティブエイジング計画)の策定について
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(11)で説明〕
- (6) 第5期横浜市地域福祉保健計画策定の報告について
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(10)で説明〕
- (7) 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(12)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内 (担当・説明：総務局地域防災課)	周知依頼 資料1★
<広報よこはま掲載：なし>	

地域における防災活動の支援として、2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例をWEB研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」のご案内。WEB研修のため申し込み不要で、随時受講可能となります。

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」のご案内。申し込み期間は横浜市電子申請システムにて令和6年6月から10月末までの間となります。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(2) 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内 (担当・説明：総務局地域防災課)	情報提供 資料2★
<広報よこはま掲載：あり(5月号)>	

大地震時の電気火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の流れを止める「感震ブレーカー」の購入・設置費用を自治会・町内会向けに最大1/2補助します。また、令和6年度は、対象地域を横浜市全域に拡大しました。

問い合わせ先：

○株式会社 長寿乃里 電話：045-900-4188

(横浜市(総務局地域防災課)が委託している事業者になります)

○横浜市総務局地域防災課 電話：045-671-3456/FAX：045-641-1677

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(3) 家具転倒防止対策助成事業のご案内 (担当・説明：総務局地域防災課)	情報提供
	資料3★ ＜広報よこはま掲載：あり(6月号)＞

地震時の家具の転倒から身を守るために家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します(取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。)

問い合わせ先

○一般社団法人横浜市建築士事務所協会

電話：045-662-2711 FAX：045-662-8981

(横浜市(総務局地域防災課)が委託している事業者になります。)

○横浜市総務局地域防災課

電話：045-671-3456/FAX：045-641-1677

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(4) よこはま防災 e-パークのリニューアルについて (担当：消防局予防課・説明：泉消防署)	掲出依頼
	資料4★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日(火)から市民利用を開始していますので周知します。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(5) 令和6年度泉区スポーツ協会への会費納入のご依頼について (担当・説明：泉区スポーツ協会)	協力依頼
	資料5 ＜広報よこはま掲載：なし＞

令和6年度泉区スポーツ協会への会費納入について御協力をお願い致します。詳細については、別途、各地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長に御案内します。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への協力依頼です。

(6) プラスチックごみの分別説明会の開催について (担当・説明：資源循環局泉事務所・泉区地域振興課資源化推進担当)	協力依頼 資料6★
<広報よこはま掲載：あり(8月号)>	

令和6年10月から泉区ではプラスチックごみの出し方が変わるため、主に自治会町内会関係者を対象とした説明会を開催します。つきましては、自治会町内会ごとに参加者数のとりまとめをお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(7) エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課・ 説明：泉区区政推進課)	掲出依頼 資料7★
<広報よこはま掲載：あり(5、6月号)>	

令和6年6月から、エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）を実施いたしますので、広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(8) 「GREEN×EXPO 2027」 地域説明会の開催について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課・ 説明：泉区区政推進課)	情報提供 資料8
<広報よこはま掲載：なし>	

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきます。つきましては、各区ごとに地域説明会を開催していきます。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への情報提供です。

(9) 令和6年度泉区運営方針の策定について (担当・説明：泉区区政推進課)	報告 資料9
<広報よこはま掲載：あり(6月号)>	

令和6年度泉区運営方針を策定しましたので、ご報告します。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への報告です。

(10) 第5期地域福祉保健計画策定について (担当：健康福祉局福祉保健課・説明：泉区福祉保健課)	周知依頼
	資料10★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度を計画期間とする第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第5期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(11) 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の策定について (担当：健康福祉局高齢健康福祉課・説明：泉区高齢・障害支援課)	情報提供
	資料11★ ＜広報よこはま掲載：あり（4月号）＞

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）（計画期間：令和6年度～8年度）を策定しましたので報告します。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(12) 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供
	資料12★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(13) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供
	資料13

(14) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供
	資料14

(15) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料15

3 その他

(16) 『選挙のあゆみ第 33 集』の配付について (担当：横浜市選挙管理委員会・説明：泉区総務課)	情報提供 資料 16
--	---------------

令和 4 年・令和 5 年に本市において執行した選挙（第 26 回参議院議員通常選挙、第 20 回統一地方選挙）の結果をまとめた『選挙のあゆみ第 33 集』を配付します。

(17) 令和 6 年「二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間」横浜市実施要綱について (担当：横浜市交通安全対策協議会・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 17
---	---------------

令和 6 年「二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間」横浜市実施要綱についてお知らせします。

6 月定例会 日時：令和 6 年 6 月 19 日（水）14 時 00 分から

会場：4 ABC 会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート

お答えいただきましたか？



自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

〒[] [] 区 [] [] 自治会町内会 [] []

※住所変更の際は変更したご住所へ、地区連合会までご記入ください。

【デジタル活用】
 (1) 既に取り組んでいるもの全てにチェックしてください
 LINE などを活用した集約 自治会町内会ホームページ開設 自治会町内会 SNS 開設
 集約記録 自治会町内会 SNS 開設 自治会町内会 SNS 開設
 自治会町内会アプリの導入（アプリ名を記入） → [] []
 WEB 会議の導入 会議資料をデータで共有

(アンケートイメージ)

- ◆ 3 月にご依頼し、すでに約 500 団体が回答
(期限：6/28 (金) まで)
- ◆ 自治会町内会活動支援の重要な調査です。
- ◆ 対象：自治会町内会、地区連合町内会

全6問 3分ほど。インターネットで回答可能

◆ 詳しくは、横浜市 Web ページまで

横浜市 自治会町内会調査

検索

ご協力をよろしくお願いいたします。

担当：市民局地域活動推進課 電話：045-671-2317



【ネット回答 こちら】

(案)

令和6年5月17日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 5月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

5月17日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、5月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	地域防災活動の支援に向けた研修のご案内 区連会議題 1 【総務局地域防災課】	1部
2	感震ブレーカー等設置推進事業のご案内 区連会議題 2 【総務局地域防災課】	1部
3	家具転倒防止対策助成事業のご案内 区連会議題 3 【総務局地域防災課】	1部
4	プラスチックごみの分別説明会の開催について 区連会議題 6 【資源循環局泉事務所・泉区地域振興課資源化推進担当】	1部
5	第5期地域福祉保健計画策定について 区連会議題 10 【泉区福祉保健課】	1部
6	第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の策定について 区連会議題 11 【健康福祉局高齢健康福祉課】	1部
7	自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について 区連会議題 12 【市民局地域活動推進課】	1部
8	よこはま防災 e-パークのリニューアルについて 区連会議題 4 【消防局予防課】	掲出部数
9	エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について 区連会議題 7 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」

① 「よこはま防災研修<基礎編>」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修<支援編>」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修<支援編>」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

(2) 期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

4 ご参加いただける方

①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課
担当 佐久間、佐渡
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

1 対象者

どなたでも受講することができます。

2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスしていただけます。

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

令和6年 よこはま防災研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の電気火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の流れを止める「感震ブレーカー（簡易型）」の購入・設置費用を自治会・町内会向けに最大1/2補助を実施します。購入を希望される自治会・町内会は、ご活用ください。

【対象団体】 横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合

【補助要件】 加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること

【補助件数】 6,000個

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 事業の概要

(1) 内容

【申込期限】

令和6年6月1日から令和6年12月27日まで（市全体で先着6,000個）

【相談・申請窓口】

○株式会社 長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当

住所：横浜市伊西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F

電話：045-900-4188

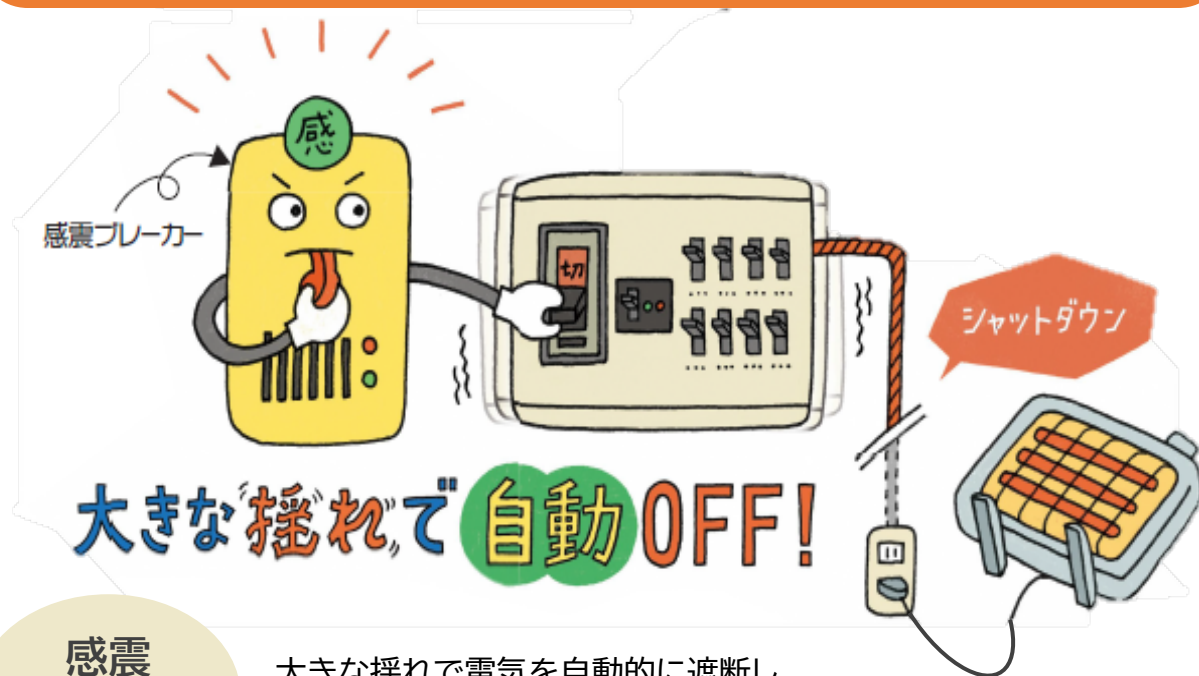
（横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）

総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

最大
1/2
補助

\\ 横浜市からお知らせ //

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

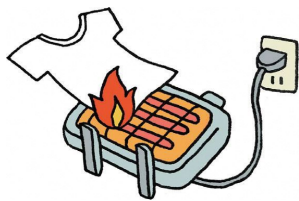
感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

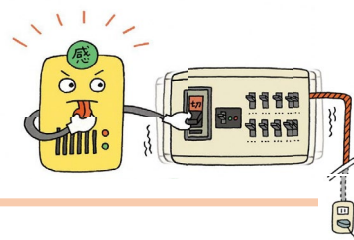
申込期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

申込について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	6,000個 （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の 11器具 ）
申込方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申込先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談 申込先 <small>（横浜市が運営を委託しています）</small>	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 電話：045-900-4188



地震火災の
6割以上は
「電気」が原因

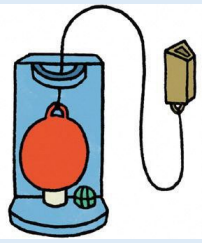


地震火災の
発生を抑えるのに、
「感震ブレーカー」
が役立ちます。

注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

おもり式



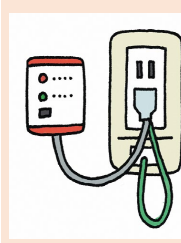
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申込/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none">● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。● 申込内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012
横浜市西区みなとみらい3-6-3
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 （申請者と異なる場合にご 記入ください）	申請者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地震時の家具の転倒から身を守るために居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合は、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します（取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。）。

【要件】①65歳以上、②身体障害者手帳の交付を受けている、③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、⑥中学生以下

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 事業の概要

(1) 内容

【申込期限】

令和6年6月1日から令和7年1月31日まで（市全体で先着500件）

【問い合わせ先】

- 一般社団法人横浜市建築士事務所協会

電話：045-662-2711 FAX：045-662-8981

（横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）

- 横浜市総務局地域防災課

電話：045-671-3456/FAX：045-641-1677

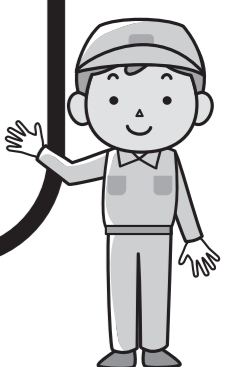
総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市からのお知らせ

令和6年度
年間
500件

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日
*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話 045-662-2711 FAX 045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

よこはま防災 e-パークとは？

70本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面
(スマートフォン)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 リニューアルの主な内容

(1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

(2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

(3) 新たな学習コース

ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

ウ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

【消防局予防課】

担当 坂詰、小松

電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610

メール sy-yobo@city.yokohama.lg.jp



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオンラインで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



事業所

防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区スポーツ協会
会長 河野 雅彦

令和6年度泉区スポーツ協会の会費納入のご依頼について

平素より泉区スポーツ協会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
当協会は、泉区スポーツフェスティバルや泉区民マラソン大会などの区民大会、ターゲット・バードゴルフの初心者教室など、広く区民の皆さんにご参加いただけるようスポーツ・レクリエーションの催しを活発に行う予定であります。
つきましては、今年度におきましても本協会の趣旨にご理解をいただきまして、引き続き会費の納入にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 会 費

自治会町内会加入世帯数×20円×95%

※世帯数については、令和5年4月1日時点の数値を「令和6年度」世帯数としています。各地区連合自治会町内会（未加入にあつては各単位町会）様の加入世帯の報告を基礎に算定しております。

2 地区別等会費一覧表（100円未満切り下げ）

（単位 円）

地 区 名	令和6年度予算		令和5年度予算	
	世帯数	会 費	世帯数	会 費
中川連合町内会	5,523	104,900	5,949	113,000
緑園連合自治会	4,616	87,700	4,622	87,800
新橋連合自治会	2,522	47,900	2,498	47,400
和泉北部連合自治会	2,684	50,900	2,703	51,300
和泉中央連合自治会	6,300	119,700	6,396	121,500
下和泉連合町内会	1,986	37,700	2,006	38,100
富士見が丘連合自治会	2,753	52,300	2,743	52,100
上飯田連合自治会	3,404	64,600	3,457	65,600
上飯田団地連合自治会	1,126	21,300	1,138	21,600
いちょう団地連合自治会	1,806	34,300	1,892	35,900
中田連合自治会	10,025	190,400	10,003	190,000
しらゆり連合自治会	1,690	32,100	1,716	32,600
上飯田団地第1自治会	44	800	46	800
上飯田第2住宅自治会	41	700	40	700
グレースシアガーデン弥生台自治会	112	2,100	112	2,100
本郷町内会	150	2,800	150	2,800
弥生台自治会	722	13,700	719	13,600
グリーンハイム弥生台B地区自治会	65	1,200	65	1,200
グリーンハイム弥生台C地区自治会	169	3,200	169	3,200
南桜自治会	100	1,900	104	1,900
西が岡第二自治会	365	6,900	0	0
合 計	46,203	870,200	46,528	883,200

※お支払い方法等詳細につきましては、改めて文書にて各地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長にご案内申し上げます。

泉区スポーツ協会事務局（泉スポーツセンター内・水曜日午前中のみ）

TEL&FAX 045-392-3631 担当：牧内伸二・奥津信義

奥津携帯電話090-3522-7493

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

資源循環局泉事務所長
泉区地域振興課資源化推進担当課長

プラスチックごみの分別説明会の開催について

日頃から、泉区政及び横浜市政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

本市廃棄物行政においては令和6年1月に「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」が施行され、泉区では令和6年10月からプラスチックごみの出し方が変わります。

そこで、区民の方を対象とした説明会を開催しますのでお知らせします。

1 内容

- (1) 「ヨコハマ プラ5.3計画」について
- (2) プラスチックごみの新しい分別ルールについて

※ 説明会で使用する資料は右の二次元コードで表示される横浜市ホームページにも掲載されています。



(説明会資料はこちら)

2 開催日時・場所

No.	開催場所	実施日時	定員	対象
1	泉公会堂 講堂	7月17日（水） 10:00～11:00	500名程度	自治会町内会関係者
2	中川地区センター 中小会議室	8月14日（水） 10:00～11:00	60名程度 ※	自治会町内会関係者
3	下和泉地区センター 体育室	8月22日（木） 10:00～11:00	100名程度 ※	自治会町内会関係者
4	上飯田地区センター 体育室	8月28日（水） 10:00～11:00	100名程度 ※	自治会町内会関係者
5	立場地区センター 中小会議室	8月29日（木） 10:00～11:00	60名程度 ※	自治会町内会関係者
6	泉公会堂 講堂	9月21日（土） 10:00～11:00	500名程度	泉区民

●環境事業推進委員に関しては別途募集を行います。

【裏面あり】

3 対象者

自治会町内会関係者の方

なお、地区センター開催会については、会場定員の関係から各自治会町内会から2名を目安としてください。

4 申込方法

添付の申込書を自治会町内会ごとに取りまとめのうえ、地域振興課資源化推進担当あてに御提出ください。

5 申込期限

令和6年6月28日（金）

※ 地区センター会場の開催会については定員に達し次第、申込みを停止します。

6 参加可否のお知らせ

定員を超過し調整が必要な場合のみ、自治会町内会に御連絡させていただきます。

7 その他

来場の際は公共交通機関を御利用ください（区役所駐車場料金の減免はできません。）。

担当：泉区地域振興課資源化推進担当 上野、夏目

電話：800-2398 FAX：800-2507

Eメール：iz-shigen@city.yokohama.jp

泉区環境
推進課
資源化推進
係
いっすん



令和6年10月から
プラスチックごみの出し方が変わります！



(提出先)

泉区地域振興課資源化推進担当

e-mail : iz-shigen@city.yokohama.jp

F A X : 045-800-2507

【プラスチックごみの分別説明会・体験会申込書】

自治会町内会名	
申込者氏名・連絡先	氏名：_____ 連絡先：_____

日程・会場	対象地域	出席者数
7月17日(水) 泉公会堂	泉区全域	人
8月14日(水) 中川地区センター	中川連合町内会、新橋連合自治会、緑園連合自治会、弥生台自治会、グリーンハイム弥生台B地区自治会、グリーンハイム弥生台C地区自治会、グレースガーデン弥生台自治会、西が岡第二自治会	人
8月22日(木) 下和泉地区センター	下和泉連合町内会、富士見が丘連合自治会、本郷町内会	人
8月28日(水) 上飯田地区センター	和泉北部連合自治会、上飯田連合自治会、上飯田団地連合自治会、いちょう団地連合自治会、上飯田団地第1自治会、上飯田第2住宅自治会	人
8月29日(木) 立場地区センター	和泉中央連合自治会、中田連合自治会、しらゆり連合自治会、南桜自治会	人
9月21日(土) 泉公会堂	泉区全域	人

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、令和6年6月から、家計負担の軽減とCO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和6年12月26日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

3 キャンペーン概要

実施時期	令和6年6月6日（木）～令和6年12月26日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の20%（上限3万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

Q

4 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり
上限3万円)分を還元!

キャンペーン
期間

2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン

冷蔵庫
(450L以下の冷蔵庫含む)

LED照明器具
(電球は対象外)

統一省エネラベル省エネ性能

☆☆☆☆☆
2.4以上
(目標年度2027)

☆☆☆☆☆
【451L以上】3.0以上
☆☆☆☆☆
【450L以下】2.0以上

☆☆☆☆☆
4.0以上



店頭では
このラベルが
目印!

※申請はお1人様
エアコン・冷蔵庫は各1台、
LED照明器具は2台まで。

キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

還元方法

各種キャッシュレスポイントに
交換できる「エコハマPay」ポイント

エコハマPay

または

商品券※
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。 ※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。 ※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

TEL.045-900-4830

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ



https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/



[二次元コード]

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

2 開催概要

(1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

(2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

(3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

(4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

(5) 時間

1 時間程度

3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課長

令和6年度泉区運営方針について（報告）

日頃から、泉区及び横浜市政の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。
令和6年度泉区運営方針を策定いたしましたので、ご報告いたします。

「みらいへ進もう！ 地域とともに」を基本目標とし、引き続き、区民の皆さまと一緒に、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

【問合せ先】

区政推進課企画調整係

担当：志澤・川上

電話：800 - 2331

FAX：800 - 2505

泉区運営方針



泉区マスコットキャラクター いっずん

I 基本目標

みらいへ進もう！地域とともに

地域の皆様に泉区に住み続けたい、「住むなら泉区」と実感していただき、「子育てに優しいまち泉区」を目指し、あらゆる世代がいきいきと暮らせる持続可能なまちづくりを進めていきます。



子育てに優しいまち泉区

II 目標達成に向けた施策

横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ、以下の施策を展開していきます。

1 にぎわいの創出と発信による魅力づくり ～とどけよう！いずみの魅力～

農や伝統文化など、泉区ならではの魅力を区内外の方々に発信し、愛着心を高めるシティプロモーションを行います。また、新たな人口増が見込まれるゆめが丘地区のにぎわい創出を契機として、多様な主体と連携し、定住・転入に向けた取組を推進します。

2 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり ～はぐくもう！地域のか～

自治会町内会や地域活動団体を支援するとともに、地域での様々な活動へ、将来の地域を担う子どもたちの参画を促し、多世代交流や地域活動の活性化を図ります。また、10月から始まるプラスチック資源の分別を契機とした脱炭素化への行動変容を促す取組や、商店街のにぎわいづくりを推進します。

3 安全・安心のまちづくり ～まもろう！暮らしの安全・安心～

防災に関する「自助」「共助」の意識醸成を図るなど、区の防災に対する取組を強化します。また、防犯対策や感染症対策、道路等のインフラ施設の適切な維持管理など、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4 あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり ～ささえあおう！健やかなまち～

地域の支え合いによって、誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、泉わくわくプラン(第4期泉区地域福祉保健計画)や泉区アクションプランを推進します。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実や、障害児・者の理解促進と社会参加支援に向けた取組を推進します。

5 信頼される区役所づくり ～チーム泉～

最も身近な行政機関として、基幹業務にしっかりと取り組みます。質の高いサービス提供により、区民の皆様の生活を支え、信頼される行政運営を推進します。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

○区民の皆様の信頼に応えます！

職員一人ひとりが、区民の皆様の「声」に耳を傾け、気持ちに寄り添い、ニーズを的確に捉えて区政に反映するとともに、正確で親切・丁寧な行政サービスを提供していきます。

○区役所全体で地域支援に取り組みます！

区役所の各部署が連携して、地域の皆様と顔の見える関係を深め、地域の状況や課題を一体的に把握します。各部署の専門性を活かしながら、区役所全体で地域支援・地域課題の解決に取り組んでいきます。

○「チーム泉」一丸で取り組みます！

市民目線とスピード感、全体最適の視点で、部・課の垣根を超えて「チーム泉」一丸となり区政を推進し、多様な課題に対応します。タテ・ヨコのコミュニケーションを図り、一体感の醸成、組織力の強化を進めます。

主な取組(Ⅱ 目標達成に向けた施策)

1 にぎわいの創出と発信による魅力づくり ～とどけよう！いずみの魅力～

○泉区ならではの魅力発信<中期計画:テーマ03 戦略5 政策26>

・「泉区に住み続けたい」「住むなら泉区」「子育てに優しいまち泉区」と感じていただくため、区民をはじめとする多様な主体とともに、居住地として選ばれる魅力づくりと泉区の暮らしやすさの情報発信を進めます。

- ・新しくできるまちに、新たに住まわれる方や利用される方々が、安心して魅力を実感し、泉区での生活が送れるよう、適切に対応していきます。
- ・ゆめが丘周辺の開発に伴う大規模商業施設の開業を契機としたイベント等の開催や、泉区内を周遊し地域の魅力を体感できるようなスタンプラリー等を実施します。



<ゆめが丘ソラトス完成予想パース図>

○伝統文化の保存・普及・継承<中期計画:テーマ04 戦略6 政策30>

・泉区が誇る伝統文化である横浜いずみ歌舞伎、太鼓・お囃子、相模風の保存や普及と継承を担う泉伝統文化保存会の活動を支援します。



<横浜いずみ歌舞伎>

○「農」の魅力発信<中期計画:テーマ04 戦略7 政策32>

- ・区内農家や地産地消に関する情報を、様々なコンテンツで発信します。
- ・地産地消マルシェ等のイベントを開催し、区民等が農に触れ、身近に感じられる機会を創出します。
- ・農がサブテーマの一つとなっている「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成にも繋がります。



<地産地消マルシェ>

2 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり ～はぐくもう！地域のカ～



○「泉わくわく応援隊」<中期計画:テーマ02 戦略2 政策9>

- ・小中学生が地域活動のお手伝いに気軽に参加できるボランティア活動の仕組みを区内全域に展開します。
- ・子ども達が地域との接点を持ち、地域活動の活性化や多世代の交流に繋がります。



<サツマイモ掘りの手伝い(中川地区)>

○脱炭素行動の普及・啓発<中期計画:テーマ05 戦略3 政策18・19>

- ・10月から始まる「プラスチック資源の分別・リサイクルの拡大」に向けて、脱炭素行動を推進するための広報・啓発を実施します。
- ・フェリス女学院大学と協働し、若者世代の柔軟な発想を取り入れながら、区民目線での身近な脱炭素行動の普及啓発に取り組みます。
- ・スポGOMIやエコキャンペーン等のイベントをとおして、脱炭素化への行動変容に繋がる取組を実施します。



<オリジナルタンブラーづくり>

○GREEN×EXPO 2027の機運醸成<中期計画:テーマ04 戦略7 政策31・32>

- ・区民の皆様へ「GREEN×EXPO 2027」の認知度向上と理解を深めるため、関連イベントでのPRに加え、泉区の重要な地域資源である水・緑環境を生かしながら、区民の皆様とともに開催を盛り上げていきます。
- ・花苗の配布など愛護会等の皆様の活動支援なども行い、区内の豊かな緑環境を保全・拡大することで、緑あふれる泉区を体現していきます。



<缶バッチづくり>



<タパストリー(区役所掲示中)>



<水辺愛護会の活動>

○商店街のにぎわいづくり<中期計画:テーマ03 戦略4 政策20>

- ・商店街のにぎわいづくりと活性化に向けて、泉区商店街連合会加盟の飲食店と協働した「いっずんカレー」などのコラボキャンペーンを実施します。
- ・商店街プレミアム付商品券等の関係局が実施する事業も含め、区内商店街のにぎわいづくりや消費喚起への取組を支援します。
- ・身近な商店街の認知度や利用頻度向上のため、商店街マップを作成します。



<いっずんカレー>



<昨年度のプレミアム付商品券>

3 安全・安心のまちづくり ～まもろう！暮らしの安全・安心～

○地域防災力の向上と防災体制の整備強化<中期計画:テーマ05 戦略8 政策35>

- ・災害時を想定し、区役所と地域防災拠点や関係機関等が連携した訓練を新たに実施するとともに、各地域防災拠点の状況に応じた支援を通じて、区の災害対応能力の向上を図ります。
- ・地域防災活動への参加促進を目的としたイベントの実施や、地域における自助・共助の取組への支援を通じて、地域防災の担い手の確保・育成を図ります。
- ・多様な広報手段を活用した情報発信により、防災意識の向上を図ります。
- ・大雨や大雪時には適切な体制を整え対応し、防災、減災を図ります。



<地域防災拠点での訓練>

○防犯対策<中期計画:テーマ02 戦略2 政策9>

- ・地域・団体・事業者の自主防犯活動を支援します。
- ・防犯に関する啓発活動や講習会等を行い、区民の防犯意識の向上を図ります。
- ・登下校時間にパトロールを行うことで、児童や生徒を狙った犯罪を未然に防ぎます。



<防犯講習会(いちょう団地)>

○インフラ施設の維持管理<中期計画:テーマ03 戦略9 政策38>

道路、河川、下水道、公園等を安全・快適に利用できるよう、日常の点検、修繕等を適切に行います。



<道路の施設修繕>

4 あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり ～ささえあおう！健やかなまち～

○誰もが安心して自分らしく暮らせるまちへ<中期計画:テーマ02 戦略2 政策10>

- ・泉わくわくプラン(第4期泉区地域福祉保健計画)を区民の皆様にご覧いただくために、パネル展示やワークショップを行うイベントを開催します。
- ・第5期泉区地域福祉保健計画の策定に向け、地域の方や関係機関と議論を進めてまいります。
- ・泉区アクションプランを推進し、認知症への理解を深める講演会など、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。
- ・区内障害福祉事業所を巡るシールラリーの開催など、障害等への理解を広め、障害児・者の社会参加促進を支援します。



<推進イベント(おもちゃづくり)>



<泉ふれあいシールラリー>


○子育てに優しいまち泉区<中期計画:テーマ01 戦略1 政策1・2>

- ・子育て支援施設を巡るシールラリーを開催し、地域施設の利用促進及び充実を図ります。
- ・子育て支援をしている人へ泉区長のメッセージを届け、泉区での子育て、子育てを応援します。
- ・健診時等を快適にお過ごしいただけるよう、福祉保健センターをはじめ、区庁舎の環境整備を進めます。
- ・子どもの交通事故未然防止を目指し、地域の皆様とともに通学路の交通安全対策を推進します。



<子育て応援マーク紹介動画>

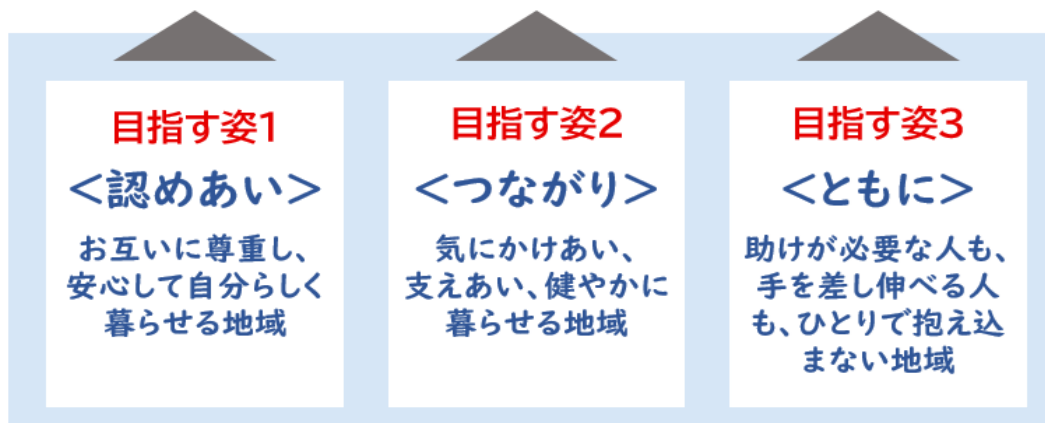
5 信頼される区役所づくり ～チーム泉～

<p>《総務課》</p> <p>「チーム泉」の一体感の醸成、組織力の強化に取り組みます。防災・減災の取組を進め、区民の皆様への安全・安心をお守りします。利用しやすい区庁舎環境整備、適正な予算管理、選挙・統計業務を進めます。</p>	<p>《区政推進課》</p> <p>区民の皆様の声に耳を傾け、多様な主体との連携による魅力発信など、住み続けたい・住みたいと思われまちづくりや地域支援を進めます。伝わる広報を意識し、必要な情報を届けます。</p>	<p>《地域振興課》</p> <p>自治会町内会をはじめとする地域の団体の活動や、区民まつり等の各種イベント開催を支援し、地域の魅力づくりを進めます。また、資源化の推進・防犯など安全で暮らしやすいまちづくりに取り組みます。</p>
<p>《戸籍課》</p> <p>戸籍や住民票の証明発行などを行う身近な窓口として、親切・丁寧で分かりやすいご案内に努めます。また、マイナンバーカードの普及を促進し、行政手続のデジタル化に向けた取組を進めます。</p>	<p>《税務課》</p> <p>個人情報保護に配慮し、市税の公平、適正な賦課徴収を実施します。また、市民・納税者の方々の視点に立ち、分かりやすい説明を心掛け、お客様の満足度向上に取り組みます。</p>	<p>《区会計室》</p> <p>会計事務を迅速・正確に行い、職員の会計知識向上を図りながら、各課の事業をサポートします。また、窓口対応やお問合せには、分かりやすい説明で親切・丁寧に対応をします。</p>
<p>《福祉保健課》</p> <p>互いに支え助けあうまちを目指し、関係機関等と連携しながら地域で活動する方々を支援していきます。また、心身ともに健やかな生活を送るために、健康づくりの取組を進めます。</p>	<p>《生活衛生課》</p> <p>食と薬の安全、快適な生活環境、ペットの適正飼育と防災対策等について、分かりやすく正確な情報をお伝えし、地域の方々の安全・安心な生活をサポートします。</p>	<p>《高齢・障害支援課》</p> <p>高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるようサポートするとともに、地域や事業者、協力機関等と連携した支援及び認知症や障害等への理解促進に向けた普及啓発に取り組みます。</p>
<p>《こども家庭支援課》</p> <p>妊娠期から子育て期の子どもとその家族への切れ目のない支援を、関係機関と連携して丁寧に行うことで、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長を支えます。</p>	<p>《保育園(和泉・北上飯田)》</p> <p>安心できる環境の中で、一人ひとりの主体性を大切に保育し、地域に向けても楽しい子育ての応援をしていきます。また、各保育・教育施設と連携し、区全体の保育の質の向上を図ります。</p>	<p>《生活支援課》</p> <p>生活にお困りの方に対し、職員一丸となって一人ひとりに寄り添いながら適切にサポートします。学習支援、生活支援等を通じて生活保護や困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向けて支援します。</p>
<p>《保険年金課》</p> <p>国民年金や国民健康保険などを安心して利用できるように、お客様の立場に配慮した親切で丁寧な対応、「正確」で「分かりやすい」説明を行います。</p>	<p>《泉土木事務所》</p> <p>インフラ管理のプロとして、社会変化を的確に捉え、地域とともに、道路、河川、下水道、公園を適切に管理します。また、災害時の被害の最小化に全力で取り組みます。</p>	

2 第5期市計画の全体像

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

3 第5期市計画を広く周知するための工夫

(1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表を一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

(2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

(3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

4 添付資料

資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 概要版

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2024（令和6）年度－2028（令和10）年度

よこはま笑顔プラン

概要版

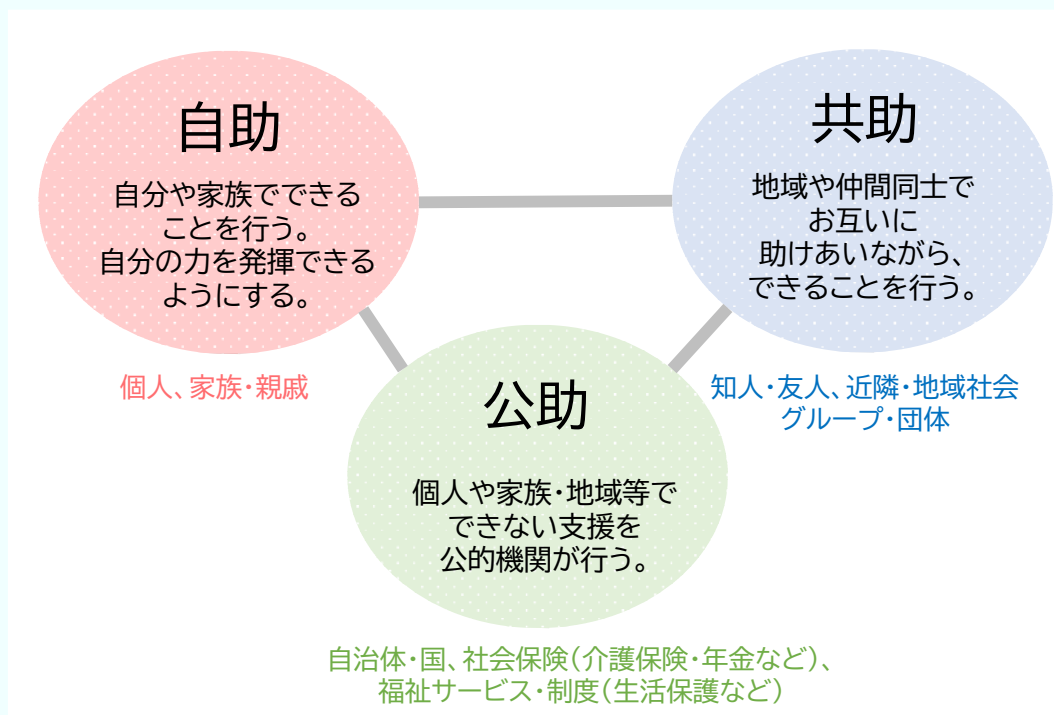


認めあい
つながり
ともに



「自助」、「共助」、「公助」の連携

- 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。



福祉保健の関連する分野、他分野との関係性

- 横浜市では、福祉保健の分野別計画を推進し、必要な公的サービス等を行っています。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性を示し、住民、事業者及び支援機関等が協働して取組を進めることで、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。

【福祉保健の分野別計画】

- よこはまポジティブエイジング計画
(横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)
- 横浜市障害者プラン
- 横浜市子ども・子育て支援事業計画
- 健康横浜21

全体像と基本理念

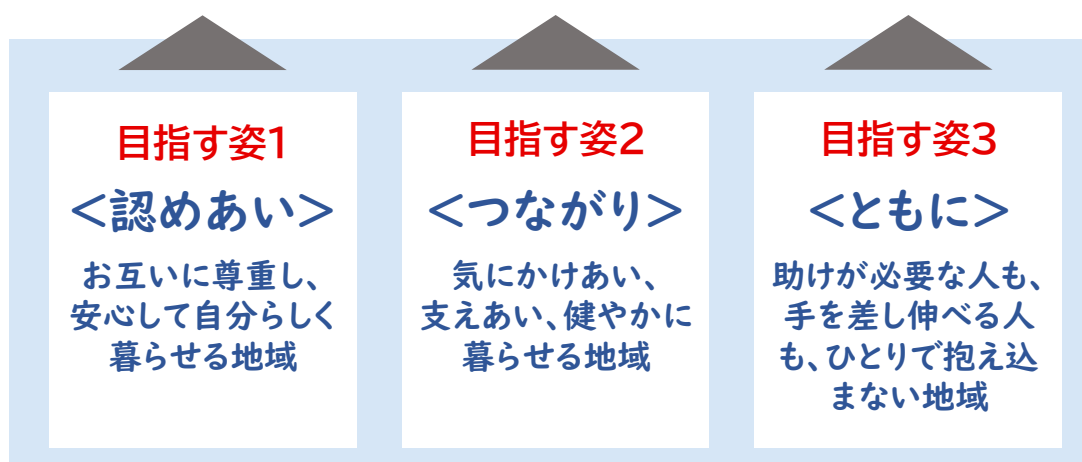
- 計画の推進を通じて目指す全市に共通の目標像である「基本理念」、及びより具体的な方向性である「目指す姿」とその実現に向けた「推進のための取組」、さらに計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」は以下のとおりです。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- 地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。
- どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」、「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気につけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- 交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- 人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気につけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気につけあい、支えあえる地域を目指します。

3. とともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いか分からない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気付けていても、どうすればよいか分からない」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

- 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携

- 困りごとを抱えた人を住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する
- 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- 支援する人がひとりで抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
(横浜市成年後見制度利用促進基本計画)

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 複合的課題に対応するための多機関連携
- 社会的孤立状態の予防、解消
- 支援者の孤立予防
- 「支える側」、「支えられる側」にとらわれず、誰もが地域の一員としての居場所や役割を持てる地域づくり

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり



2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

- 自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- 地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- 新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

- 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- 地域と学校の連携・協働の推進
- 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

- 地域特性を踏まえた地域支援の推進
- 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり



3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体の方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

- 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- 日常のつながりの中での相互理解の推進

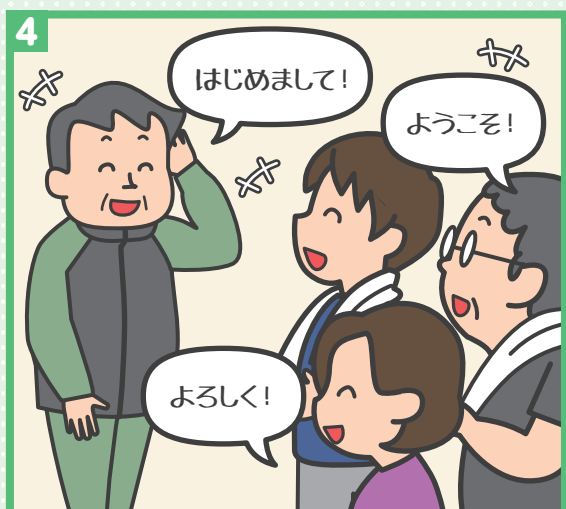
(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

- 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- 子どもの頃から地域とつながるきっかけづくり
- 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

- 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進



● 地域には、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人など様々な人がいて、それぞれの立場や背景、価値観には違いがあります。同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、支えあう関係性が育まれていくことが大切です。

「認めあい」「つながり」「ともに」
暮らせるまちをみんなで作ろう



第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出

- 幅広い対象者を意識した、地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。今後は地域全体で日常的な見守りを進める重要性を周知することや、地域住民による日頃の支えあいを推進する支援が必要です。
- 日常の中で緩やかにつながる機会が広がっています。また、より身近な地域での活動の重要性が共有され、実践が進められています。今後は、支えあえる地域づくりに向けて、若い世代や企業で働く人など幅広い層へのアプローチや啓発方法を工夫する必要があります。

(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築

- 分野にとらわれない、地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりが進められてきています。今後は支援が必要な人が、生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。
- 地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した取組が多く地域で進むよう、引き続き、活動事例の共有や取組検討の場づくりなどを進めていくことが必要です。
- 判断能力の低下等があっても地域で安心して生活できるような、地域ネットワークの構築と拡充が必要です。
- 地域活動の担い手不足解消と持続可能な運営のために、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野の拡大や、民生委員・児童委員の活動を安心して続けられるようなサポート体制が必要です。

(3) 困りごとを相談しやすい環境整備

- 住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備が進みました。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を目指し、成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関が整備され、権利擁護支援が必要な方へ様々な取組を進めています。
- 一方で、近年では、いわゆる「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまう人たちの存在も浮き彫りになっています。
- 自分から支援を求めることが難しい人が、支援を受けにくいという問題もあり、生活困窮者自立支援方策との一体的実施を更に推進し、困りごとを相談しやすい環境整備や関係機関が連携した対応ができるような仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出

- 幅広い対象に向けた普及啓発活動や福祉教育等の多様性理解のための取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもと地域の交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えています。
- 一方で、障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の異なる人やその考えについての理解をより一層深めていくことが求められています。
- また、交流などを通じて市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深めることにより、障害者が支援を求めやすい環境を整備することなどが必要です。
- 今後は、多様性を理解しあう関係づくりに向けた、様々な人が立場や背景を超えて参加できる、日常的につながる機会や場づくりが必要です。

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化

- 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。今後は、複雑化、多様化する地域課題に対応するため、より一層コーディネート機能を強化していくことが必要です。
- 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等の連携・協働の取組が広がっていますが、更に地域のニーズに応じて連携先の強みを生かした取組を行うためには、単発的な取組から継続的な連携へと広げていくことが求められます。
- 複合的な生活課題についての検討では、分野を超えた様々な関係機関・団体や地域住民が参加し、協働した取組が行われていますが、今後は特に区域での課題共有等を進めるなどが必要が必要です。

(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組

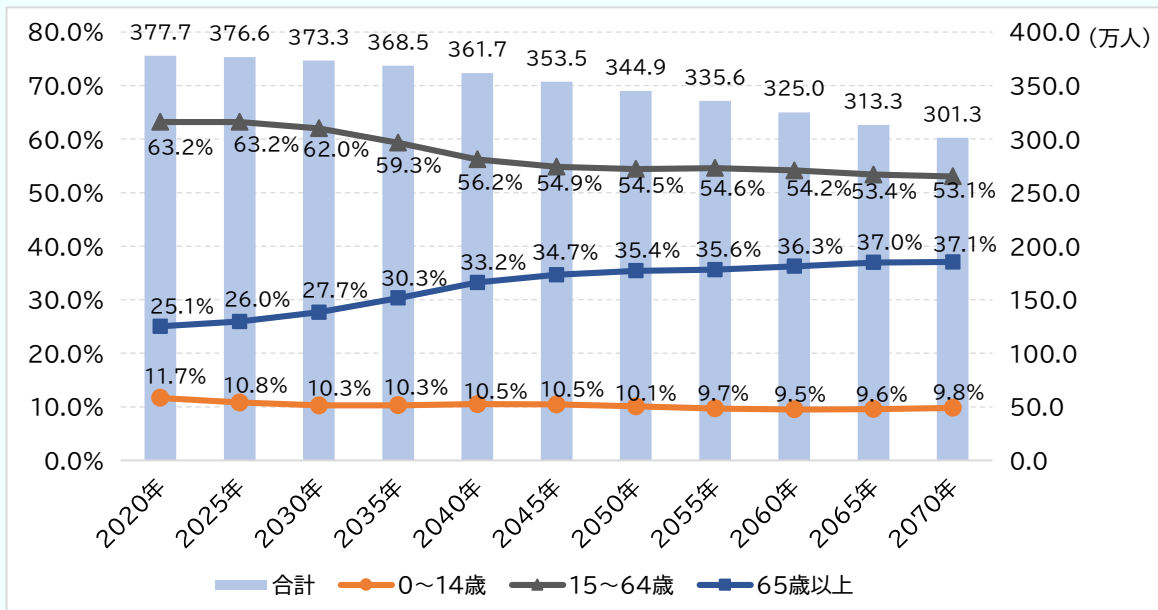
- 地域子育て支援拠点の整備が進みました。今後は、地域での親子の居場所を利用したことがない親子を、身近な支援の場へとつなぐ取組などアウトリーチの活動を進めることが必要です。
- 子どもの頃から地域の中でつながる場や機会が広がっていますが、今後は学校や地域が一緒になって青少年や若い世代の地域とのつながりを持続的に形成、発展させていくことも必要です。

(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出

- 多様な世代や人々が交流しつながる場や機会が徐々に広がってきていますが、新たな交流の方法や開催方法を工夫し、市民参加の裾野を更に広げていく必要があります。
- 特に住民一人ひとりが楽しむことができる活動を広げ、社会参加につなげることが重要であり、福祉保健活動という枠にとらわれない自由な活動を推進していくことも必要です。
- また、地域活動の活性化に向けて支援制度や活動のノウハウの周知を促進するとともに、制度を利用しやすくする必要があります。
- それぞれの主体の強みや特徴を生かし連携・協働を促進していくために、様々な活動団体、参加者同士がつながる交流の機会や場を更に増やしていく必要があります。

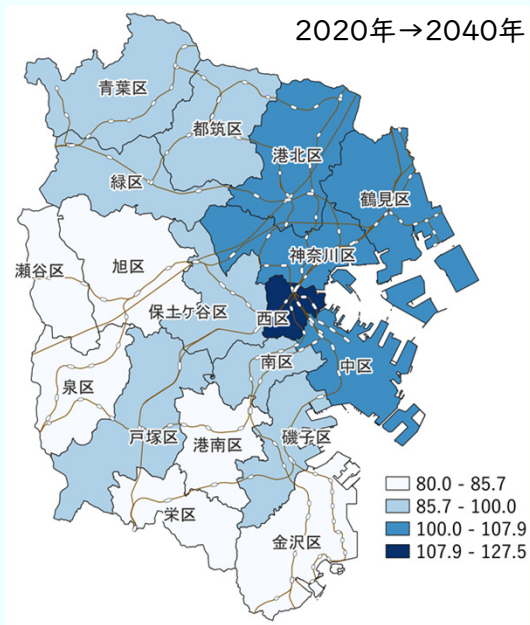
2021年をピークに人口は減少、今後は85歳以上人口が大幅に増加

横浜市の人口は、2021年にピークを迎え、以降は減少傾向にあります。今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に85歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

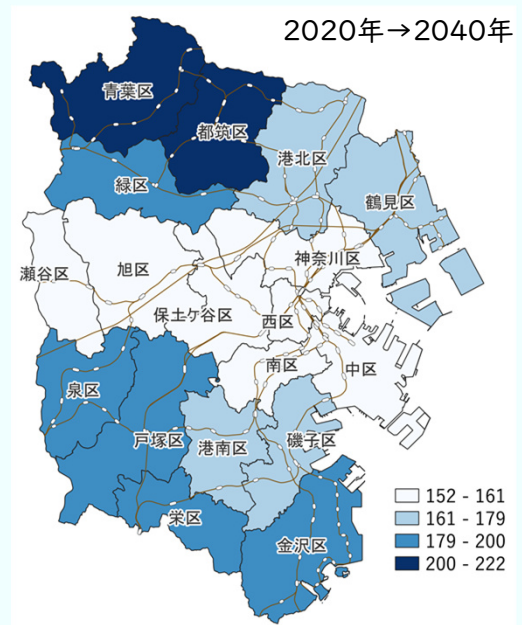


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

<総人口の変化>



<85歳以上人口の変化>

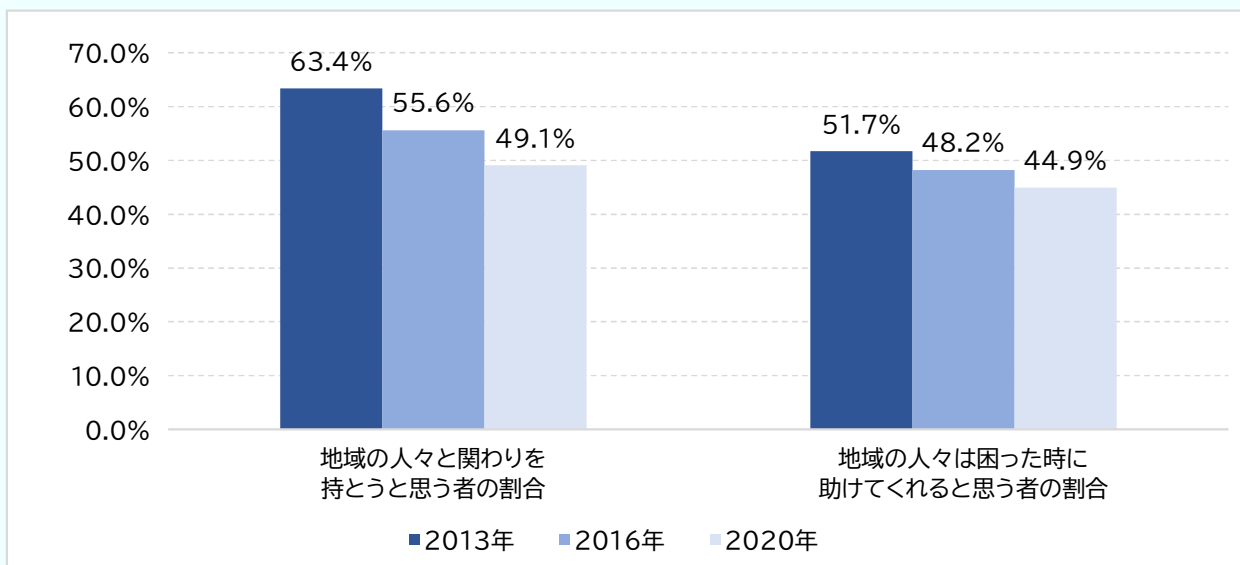


※2020年を100とした場合の、2040年の指数

出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

地域における「つながり」の希薄化

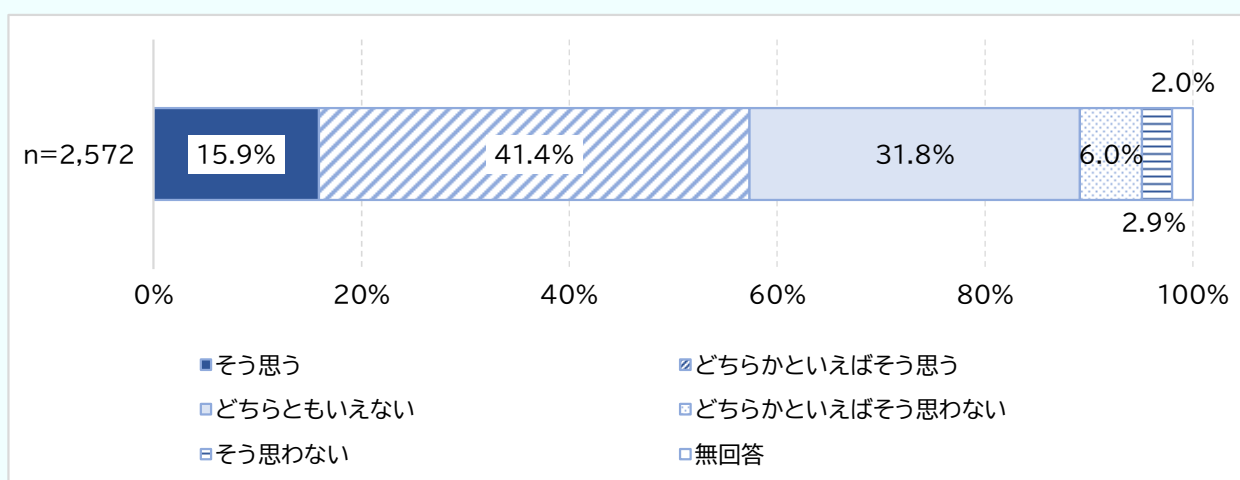
「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持つと思う者の割合」と「地域の人々は困ったときに助けてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。



出典：健康に関する市民意識調査（健康福祉局）

「何らかの形で、積極的に社会に役立つことをしたい」と思う人が半数以上

市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問いへの回答をみると、「そう思う」が15.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.4%でした（合計：57.3%）。



出典：令和3年度市民意識調査（政策局）



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区本町6-50-10
TEL 045 (671) 3428
FAX 045 (664) 3622
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町1-1
TEL 045 (201) 2090
FAX 045 (201) 8385
kikaku@yokohamashakyo.jp

この概要版は「第5期横浜市地域福祉保健計画」の一部を紹介したものです。

詳細については、

横浜市 地域福祉保健計画

検索

2024(令和6)年3月発行